



30（公社）全宅連発政策第44号

平成31年1月18日

都道府県宅建協会会長殿

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会  
政策推進委員長 佐々木 正勝

2019年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&Aについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、すでに御案内のとおり本年10月に消費税率が引上げられることに伴い、税率引き上げに係る経過措置について、国税庁より経過措置の取扱いに係るQ&Aが公表されておりますのでご案内申し上げます。

内容については新築住宅等に関連する「工事の請負等の税率に関する経過措置」や住宅以外の建物賃貸借契約等に関連する場合の「資産の貸付けの税率等に関する経過措置」に係る詳細な取扱いについて記載されております。

都道府県協会におかれましては、貴協会会員に対し御周知方よろしくお願い申し上げます。

また、「仲介に係る消費税及び地方消費税の経過措置の適用の有無」については、国土交通省より周知依頼が送付される予定でありますので、届き次第あらためてご案内いたします。

なお、本件についての詳細な問合せにつきましては、各国税局若しくは所管の税務署等に直接お問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

○2019年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A【基本的な考え方編】【具体的事例編】 平成30年10月 国税庁消費税室(国税庁 HP)

【基本的な考え方編】<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/02.pdf>

【具体的事例編】 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/03.pdf>

以 上

